

## 長寿な生活調査・発信事業委員会設置要項

(目的)

第1 青森県長寿社会振興センター（以下「長寿センター」という。）が長寿な生活調査・発信事業において、メディアへの情報発信に協力することを担う「メディア部会」、機関誌「あすなろ倶楽部」（以下「機関誌」という。）作成にあたり、よりの確な情報提供や誌面充実を図るため、高齢者を中心に構成される「あすなろ倶楽部編集部会委員」（以下、「編集委員」という。）を設置し、地域での調査事業が幅広く展開することを目的とする。

(あすなろ倶楽部編集部会)

第2 編集委員は次の役割を担うものとする。

(1) 機関誌の編集

(2) 掲載記事の収集及び執筆

(3) その他発行にあたり必要と思われる事項

2 編集委員は、編集作業等に意欲のある県内高齢者を募るとともに、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを推進している者で、長寿センター所長が委嘱した者とする。

3 編集委員の委嘱期間は、委嘱を受けた日から当該年度末日までとする。ただし、編集委員に欠員が生じた場合などについては、その都度新たに委嘱することができる。

(メディア部会)

第3 メディア部会助言者は次の役割を担うものとする。

(1) メディアへの発信の協力

(2) その他メディアへの発信にあたり必要と思われる事項

2 メディア部会助言者は、メディアに関わっている者で、長寿センター所長が指名した者とする。

(委員会等に係る経費)

第5 委員会等に係る経費は次のとおりとする。

(1) 編集委員会出席に係る旅費実費

(2) 取材に係る実費（但し、長寿センター所長が認めるものに限る。）

(3) その他、長寿センターが認めた費用については、別途支払うものとする。

(その他)

第6 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年6月1日から施行する。